

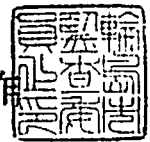
輪島市監査公表第20号

輪島市長より、平成23年10月17日付発輪監査第129号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年10月26日

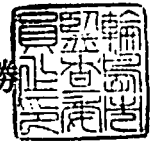
輪島市監査委員 湊

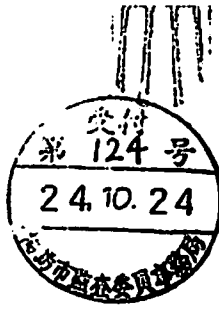
良作



輪島市監査委員 中山

勝





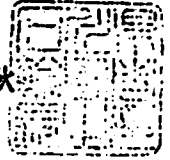
発 都 第 1 8 6 号

平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

都市整備課

監査執行年月日

平成23年10月7日

| 監査の結果 | 措置の内容 | 措置状況 |
|--|---|-------------------------|
| <p>① 公営住宅使用料について</p> <p>昨年に引き続き、公営住宅使用料の滞納額であるが、法的退去処理もされた努力は認められる。しかし、まだ多額の滞納額であり、新滞納システム導入により全課で対応との事であるが、早期の着手をお願いします。</p> <p>② 備品台帳について</p> <p>備品台帳においては、近年の購入物で購入日不明の記録があったので明確に記録していただきたい。</p> | <p>現入所者の滞納処理については滞納が増えないよう、逐次督促、電話連絡、訪問等を行っております。退去者の滞納処理については、減額するよう他課と連携しながら、鋭意対応してまいります。</p> <p>備品台帳を、再度、精査し、購入日を記録いたしました。</p> | <p>措置方針等</p> <p>措置済</p> |